はじめにお読みください。

* 加算の届出について
* 加算の算定を開始又は変更する場合は、以下書類をご提出ください。提出期限はホームページをご確認ください。

①「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

②「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

（総合サービス事業においては、

①「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」

②「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表」となります。）

* 加算の種類により、上記書類以外に、各加算の種類に応じた各種届出書の提出が必要となる場合があります。必要の有無は、②「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」備考欄にてご確認ください。